

# 新たに『フルハーネス型墜落制止用器具の特別教育』 を実施しています。

この度「労働安全衛生規則」の改正により、高所作業の墜落対策として使用する安全帯は墜落制止用器具と名称が変更され、平成31年2月1日以降は、高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところで、『フルハーネス型墜落制止用器具』を使用して行う作業について、その作業者に対して特別教育を実施することが事業者にも義務付けられました。

この法改正により、高さ6.75mを超える箇所では『フルハーネス型』の使用が義務化され、さらに、「ガイドライン」により一般的な建設作業では高さ5m以上の箇所での使用が推奨されています。

当協会では、この特別教育について『実技教育』も含めた少人数制の講習会を開催していますので、該当業務が生じた場合に備え、事前の業務従事者への教育、並びに社内講師の養成も含めて、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

## フルハーネス型の墜落制止用器具（安全帯）の特別教育



大正産業会館での学科教育風景



大正産業会館、中山製鋼所様での実技風景